

平成 30 年 12 月 14 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部 事務局長 殿

大阪税関
監視部管理課長 濱 田 隆 治
業務部管理課長 田 中 伸 一

平成 30 年台風 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震に係
る関税法等に基づく申請等の期限の延長について（依頼）

平素は税関行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年台風 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震については、関
税法第 2 条の 3 第 1 項に定める特定災害に指定されているところです。

上記特定災害の発生時に指定地域に住居又は居所を有していた被災者につい
ては、当該特定災害発生日以降に到来する関税法等に基づく申請等の期限を延
長する等の措置が講じられておりましたが、平成 30 年 12 月 12 日付財務省告示
第 334 号及び第 335 号により、それぞれ、その期限が次のとおりとなりました
のでお知らせします。

期限：平成 31 年 1 月 31 日

詳細については、税関ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

※税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/news/news/20180907_index.htm)

つきましては、本件につき、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、お
願い申し上げます。